

すこやか

住友化学健康保険組合 NO. 104 2023.9

CONTENTS

2022年度決算号

2022年度 決算のお知らせ	2
保険給付一覧	4
健保組合からのお知らせ	6
婦人科検診のススメ 乳がん	7
交通事故などで保険証を使って受診したら、当健保組合へ必ず届出を!	8



ご家族にもお知らせください

健保組合のホームページもご覧ください

<https://www.sumikakenpo.or.jp/>

スマホはコチラ



2022年度 決算のお知らせ

黒字決算を継続するも2023年度は赤字の見込み

2022年度収支決算が、7月14日に開催された組合会において承認されましたので、その概要をお知らせします。

決算の概要

2022年度予算は、経常収支で1,300万円の黒字を見込んでいました。

これに対し決算では、支出において医療費等に充てられる保険給付費や保健事業費が予算を下回ったことから、最終的には経常収支で2億3,500万円の黒字となりました。(グラフ1)

今後の見通し

2023年度予算では、2億7,700万円の赤字が見込まれています。(グラフ1)赤字の要因の一つは、高齢化の進展や医療技術の高度化による保険給付費の大幅な増加にあります。2021年度以降の医療費は新型コロナ拡大前を超える伸び率となっており、今後も増加傾向が続く見通しです。(グラフ2)

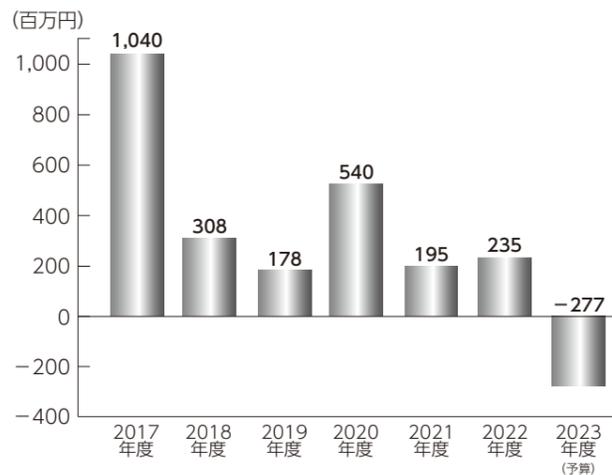
さらに、高齢者医療費が増加する一方で、支え手である現役世代が減少していくことに伴い、高齢者医療制度に対する拠出金の負担も重くなり続けることは必至です。特に後期高齢者支援金は年々増加しており、この傾向は団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となる2025年度以降も継続すると見込んでいます。(グラフ3)今国会で成立した「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」は、現役世代の負担軽減を踏まえた内容となっていますが、今後も拠出金の動向について注視する必要があります。

保健事業のご活用と 適正受診を

これからも安定した組合運営を継続していくには、みなさん一人ひとりが健康の保持・増進と健康管理に努めていただくことが重要です。そのためにも当健保組合が実施している「特定健診」や「人間ドック」などの保健事業を積極的にご活用いただき、日々の健康管理にお役立てください。

また、加入者のみなさんが適正な受診を心がけることが医療費の節減につながります。交通事故などで保険証を使って受診した場合は当健保組合へ必ず届けるなど、引き続きご協力をお願いいたします。(8ページ)

グラフ1 ● 経常収支の推移



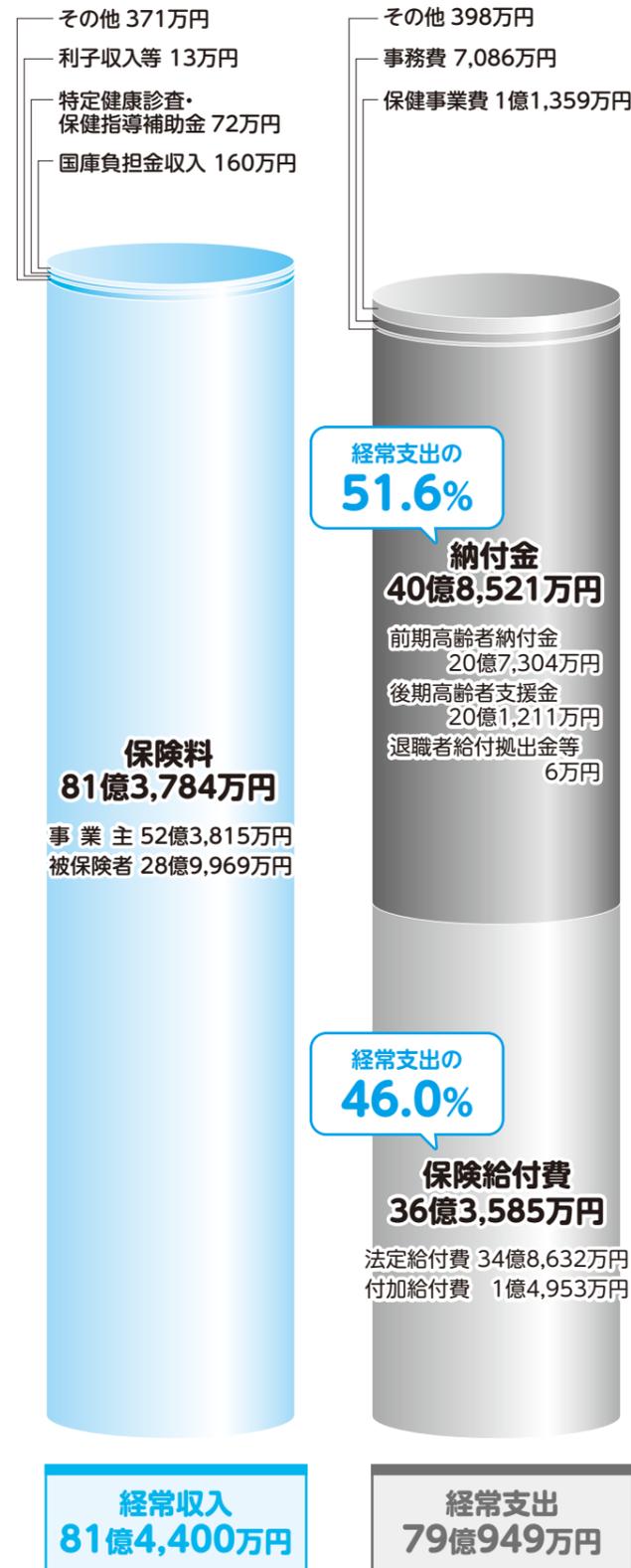
グラフ2 ● 保険給付費の推移



グラフ3 ● 前期高齢者納付金・後期高齢者支援金の推移



2022年度決算 経常収支



一般勘定

◆ 決算の基礎数値

被保険者数	11,306人
平均標準報酬月額	499,255円
保険料率	87/1000

◆ 収入

科 目	決算額(万円)
保険料	813,784
国庫負担金収入	160
特定健康診査・保健指導補助金	72
利子収入等	13
その他	371
経常収入【小計①】	814,400
調整保険料収入	12,409
高齢者医療支援金等負担金助成事業費	15,883
財政調整事業交付金	9,617
補助金等追加収入	327
経常外収入【小計②】	38,236
収入合計【①+②】	852,636

◆ 支出

科 目	決算額(万円)
保険給付費	363,585
{ 法定給付費	{ 348,632
{ 付加給付費	{ 14,953
納付金	408,521
{ 前期高齢者納付金	{ 207,304
{ 後期高齢者支援金	{ 201,211
{ 退職者給付拠出金等	{ 6
保健事業費	11,359
事務費	7,086
その他	398
経常支出【小計③】	790,949
財政調整事業拠出金	12,356
調整保険料還付金	2
経常外支出【小計④】	12,358
支出合計【③+④】	803,307
経常収支差引額【①-③】	23,451

◆ 収支決算残金処分

内 訳	金額(万円)
準備金	0
別途積立金	49,277
財政調整事業繰越金	52
収支決算残金	49,329

介護勘定

◆ 決算の基礎数値

介護保険第2号被保険者たる被保険者数	6,867人
平均標準報酬月額	560,638円
保険料率	18.6/1000

◆ 収入

科 目	決算額(万円)
介護保険収入	127,728
収入合計	127,728

◆ 支出

科 目	決算額(万円)
介護納付金	111,940
介護保険料還付金	25
支出合計	111,965

◆ 収支決算残金処分

収支決算残金	15,763
---------------	---------------

保険給付一覧

健康保険の給付には、法律で定められている「法定給付」と、当健保組合が法定給付にプラスして支給する「付加給付」があります。以下、その両者についてまとめました。

★☆☆マークの付いている給付は、当健保組合に請求手続きが必要となります。
★マークの請求については、当健保組合のホームページより請求用紙を出力し、健保担当課または当健保組合に提出してください。

保険給付についての詳細は
ホームページをご確認ください！

住友化学健保組合

検索

スマホはコチラ



こんなとき	法定給付 / 健康保険法で決められた給付		給付内容															
	給付の種類	支給要件																
 <p>病気やけがをしたとき</p> 	療養の給付(被保険者) 家族療養費(被扶養者)	保険医療機関に保険証を提示して、病気やけがの療養を受けたとき	保険適用分の医療費の7割 <小学校入学前の場合>8割 <70歳~74歳の場合>8割(現役並み所得者7割)															
	保険外併用療養費	保険との併用が認められる保険適用外の療養を受けたとき																
	★療養費	立て替え払いをしたとき(治療用器具購入、海外での受診など)																
	高額療養費(被保険者) 家族高額療養費(被扶養者)	1件の療養に関して、1カ月に同一の医療機関に支払った額が限度額を超えたとき	自己負担限度額を超えた額 ●標準報酬月額に応じた自己負担限度額(1カ月) 83万円以上: 252,600円+(医療費-842,000円)×1% 53万~79万円: 167,400円+(医療費-558,000円)×1% 28万~50万円: 80,100円+(医療費-267,000円)×1% 26万円以下: 57,600円 住民税非課税者等*: 35,400円 <small>※直近12カ月間に3カ月以上高額療養費に該当した場合、4カ月目からは自己負担限度額が低額になります *70歳~74歳の自己負担限度額は異なります</small>															
	合算高額療養費	同一世帯内で21,000円以上の自己負担が1カ月に2件以上あり、その額を合算すると限度額を超えるとき	自己負担限度額を超えた額のうち、 医療にかかった自己負担の比率に応じた額 ●標準報酬月額に応じた自己負担限度額(1年) <table border="1" data-bbox="1573 924 2107 1134"> <thead> <tr> <th>標準報酬月額</th> <th>70歳未満</th> <th>70歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>83万円以上</td> <td>212万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>53万円~79万円</td> <td>141万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>28万円~50万円</td> <td>67万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>26万円以下</td> <td>60万円</td> <td>56万円</td> </tr> </tbody> </table>	標準報酬月額	70歳未満	70歳以上	83万円以上	212万円		53万円~79万円	141万円		28万円~50万円	67万円		26万円以下	60万円	56万円
	標準報酬月額	70歳未満	70歳以上															
	83万円以上	212万円																
	53万円~79万円	141万円																
	28万円~50万円	67万円																
	26万円以下	60万円	56万円															
☆高額介護合算療養費	1年間に医療と介護にかかった自己負担の合算額が限度額を超えたとき	自己負担限度額を超えた額のうち、 医療にかかった自己負担の比率に応じた額 ●標準報酬月額に応じた自己負担限度額(1年) <table border="1" data-bbox="1573 924 2107 1134"> <thead> <tr> <th>標準報酬月額</th> <th>70歳未満</th> <th>70歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>83万円以上</td> <td>212万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>53万円~79万円</td> <td>141万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>28万円~50万円</td> <td>67万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>26万円以下</td> <td>60万円</td> <td>56万円</td> </tr> </tbody> </table>	標準報酬月額	70歳未満	70歳以上	83万円以上	212万円		53万円~79万円	141万円		28万円~50万円	67万円		26万円以下	60万円	56万円	
標準報酬月額	70歳未満	70歳以上																
83万円以上	212万円																	
53万円~79万円	141万円																	
28万円~50万円	67万円																	
26万円以下	60万円	56万円																
訪問看護療養費(被保険者) 家族訪問看護療養費(被扶養者)	訪問看護を受けたとき	看護費用の7割 <小学校入学前の場合>8割 <70歳~74歳の場合>8割(現役並み所得者7割)																
入院時食事療養費	入院して医療機関から食事の提供を受けたとき	1日3食を限度に1食あたり460円を超えた額 <small>※市区町村民税非課税者等低所得者には負担軽減措置があります</small>																
入院時生活療養費	65歳以上の人が療養病床に入院したとき	食費: 1日3食を限度に1食あたり460円を超えた額 居住費: 1日370円を超えた額 <small>※市区町村民税非課税者等低所得者には負担軽減措置があります</small>																
☆移送費(被保険者) 家族移送費(被扶養者)	①病気やけがにより移動困難であるとき ②緊急その他やむを得ないとき	健保組合が算定する基準額の範囲内の実費																
病気やけがで働けないとき	★傷病手当金(被保険者のみ)	私傷病による療養のために休業し、給与を受けられないとき	休業1日につき直近12カ月の標準報酬月額平均額の1/30の3分の2相当額 ●支給期間: 欠勤4日目から通算して1年6カ月															
	★出産手当金(被保険者のみ)	出産のために休業し、給与を受けられないとき	休業1日につき直近12カ月の標準報酬月額平均額の1/30の3分の2相当額 ●支給期間: 出産の日以前42日(多胎の場合は98日。出産予定日が遅れた場合はその期間も支給)間、出産の日後56日間															
	★出産育児一時金(被保険者) 家族出産育児一時金(被扶養者)	出産をしたとき	1児につき500,000円 <small>※産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合は488,000円 ※直接支払制度を利用する場合は、当健保組合への請求手続きは不要です</small>															
出産をしたとき	★埋葬料(被保険者) 家族埋葬料(被扶養者)	死亡したとき	50,000円 <small>※扶養家族がいない場合は、埋葬を行った人に埋葬料の範囲内の実費を支給</small>															
	★死亡したとき	死亡したとき																

付加給付 / 当健保組合独自の給付

法定給付に加えて支給

- 一部負担還元金(被保険者)
自己負担額(1カ月、1件ごと。高額療養費は除く)から25,000円を控除した額(1,000円未満切り捨て)
- 家族療養費付加金(被扶養者)
自己負担額(1カ月、1件ごと。家族高額療養費は除く)から25,000円を控除した額(1,000円未満切り捨て)

- 合算高額療養費付加金
合算高額療養費の支給を受けるとき、自己負担額の合計額(合算高額療養費は除く)から1件につき25,000円を控除した額(1,000円未満切り捨て)

- 訪問看護療養費付加金(被保険者)
自己負担額(1カ月ごと。高額療養費は除く)から25,000円を控除した額(1,000円未満切り捨て)
- 家族訪問看護療養費付加金(被扶養者)
自己負担額(1カ月ごと。家族高額療養費は除く)から25,000円を控除した額(1,000円未満切り捨て)

- 延長傷病手当金付加金
休業1日につき傷病手当金の算定基礎となった標準報酬月額平均額の1/30の3分の2相当額を法定給付満了後1年6カ月間
※支給期間は、通算されません

かかった医療費はホームページの医療費のお知らせから確認できます。

「健保HTトップ」画面右側のボタンからお進みください。

医療費のお知らせ

スマホはコチラ

※ユーザーIDとパスワードが必要です。



健保組合からのお知らせ

特定健診はもう受診されましたか？ まだの方はお早めにご受診ください

特定健診は、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣病の予防と改善を目的とした健診です。

●対象者／40～74歳の被扶養者・任意継続被保険者

▶特定健診については…

「健保HPTトップ」画面右側のボタンからお進みください



2024年
3月末まで



スマホはコチラ



「特定健診のご案内」でご確認ください。
(対象者の方には5月に配布済)

特定保健指導も ご利用ください

特定保健指導は、特定健診の結果、「動機付け支援」と「積極的支援」に該当された方に実施します。

生活習慣病の発症リスクの高い方や、生活習慣の改善による効果が大きく期待できる方に対して、専門家がさまざまな働きかけやアドバイスを行います。

対象となった方は、生活習慣を見直すよい機会ですので、ぜひご利用ください。

自治体のがん検診を 利用しましょう

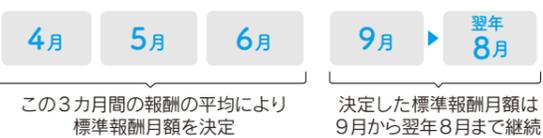
がん検診の目的は、がんを早期発見し、適切な治療を行うことでがんによる死亡を減らすことです。

国は5つのがん検診(胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん)を推奨しており、これらの検診は各自治体においても実施されていますので、特定健診に加え、ぜひご利用ください。

※自治体ごとに実施内容が異なりますので、詳細は各自治体にご確認ください。

保険料の定時決定について

標準報酬月額、年1回、その年の4月、5月、6月の3カ月間の報酬をもとに決定します。決定した「標準報酬月額」は、その年の9月分の保険料(10月分給与から控除)から翌年の8月分まで適用されます。



報酬に含まれるもの▶給与や通勤手当などの諸手当のほか、社宅や寮を金銭に換算(社宅料や寮費は差し引く)したものが含まれます。ただし、慶弔金など臨時の収入となるものは除かれます。

定時決定以外に 標準報酬月額を見直すのはこんなとき

■就職したとき 資格取得時決定
初任給等を基礎にして決められます。

■報酬が大幅に変わったとき 随時改定
昇給などにより3カ月間に受けた報酬の平均額が2等級以上変わる場合は、見直されます。

■産前産後休業が終わったとき 産前産後休業終了時改定
産前産後休業を終了して職場復帰した被保険者が、短時間勤務等により報酬が下がった場合は、被保険者の申し出により、見直されます。

■育児休業等が終わったとき 育児休業等終了時改定
育児休業等を終了して職場復帰した被保険者が3歳未満の子を養育している場合で、短時間勤務等により報酬が下がった場合は、被保険者の申し出により、見直されます。

被保険者の申し出が必要な場合もあるのね



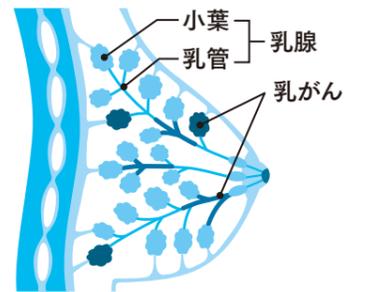
婦人科検診のススメ

監修：静岡荘病院 女性内科・女性外来
天野 恵子医師

女性がかかるがんの第1位

乳がん

乳がんは乳腺にできるがんのことです。乳がん検診は、受診により死亡率減少の効果が認められており、国が推奨するがん検診の1つです。



当健保組合の人間ドックのオプション検査として乳がん検診(エコーまたはマンモグラフィのどちらか一方)を無料で追加できます。

●対象者／30歳以上の被保険者・被扶養配偶者(任意継続の加入者含む)



乳がんってどのくらいの人になるの？

日本人女性のうち乳がんになる確率は9人に1人とされ、女性がかかるがんのなかで最も多いのが乳がんです。また、近年は乳がんの死亡者数が急増しており(右図)、40代女性の死亡原因の第1位となっています。一方で、乳がんは早期発見・治療をすれば完治が望める病気です。かかる人が急増する30代後半以降、定期的な検診とセルフチェックが重要です。



出典：「全国がん死亡データ」(国立がん研究センター がん情報サービス)



前回の検診で異常なしだったから今年も受けなくて大丈夫かな？



自覚症状がなくても、40歳になったら定期的に乳がん検診を受けましょう。乳がん検診には下記の2種類があり、マンモグラフィ検査は国が2年に1回の受診を推奨しています。

マンモグラフィ検査

乳房をプラスチックの板で挟んでX線撮影する検査です。国は40歳以上の女性に対し2年に1回受けることを推奨しています。年齢や乳腺量により、詳細な診断が難しいことがあります。X線を使うため、妊娠中は受けられません。



乳房超音波検査

乳房に超音波をあてる検査です。乳腺量の多い方や若年の方でもしこりなどを見つけやすく、マンモグラフィ検査に加えて受けることで発見率が高まります。X線を使わないため、妊娠の可能性のある方でも受けられます。



20代から実践したい「ブレスト・アウェアネス」(乳房を意識する生活習慣)

ブレスト・アウェアネスは、乳房の自己触診ではありません。自分の乳房がいつもと変わりないか、意識しながら生活することです。「乳がんを見つけなきゃ」などと気負わず、気軽な気持ちでご自分の体をチェックする習慣をつけましょう。

「ブレスト・アウェアネス」のポイント

- 自分の乳房の状態を知る
- 乳房の変化に気をつける
- 変化に気づいたらすぐ医師へ相談する
- 40歳になったら2年に1回は乳がん検診を受ける

毎日の着替えやシャワーの際にチェック!乳房に変化はありませんか?

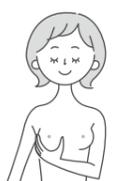
見て確認

- ひきつれ
- くぼみ
- ただれ



触って確認

- 乳房のしこり
- 脇の下のしこり
- 乳首からの分泌物



交通事故などで 保険証を使って受診したら、 当健保組合へ必ず届出を!

交通事故などで他人(第三者)の加害行為(第三者行為といいます)が原因で病気やけがをした場合、保険証を使って治療を受けることができますが、受診後はすみやかに当健保組合への届出が必要です。

このような
場合は、
すみやかに!

●自動車事故で
けがをしたとき



●自転車と衝突して
けがをしたとき



●工事現場からの
落下物でけがを
したとき



●他人のペットに
かまれてけがを
したとき



●運動中に他人の
不注意でけがを
したとき



●不当な暴力を受けて
けがをしたとき



●外食をして
食中毒になったとき



「第三者行為による傷病届」を届出してください

第三者行為によるけがや病気には健康保険を使うことができますが、これは一時的に当健保組合が医療費を立て替えているもので、本来は加害者が支払うべきものです。

もし、保険証を使って受診した場合、後日、当健保組合は加害者や加害者が加入する保険会社に請求することになります。その際、「第三者行為による傷病届」が必要になりますので、すみやかに当健保組合に届出してください。

→必要書類は…

「健保HPTトップ」画面下の「第三者行為にあったとき」からお進みください。

スマホはコチラ



こんなときは 健康保険は使えません

業務中や通勤時にけがをしたときは、労災保険(労働者災害補償保険)が適用されます。健康保険を使うことはできませんので、ご注意ください。

当健保組合では、第三者行為に関する業務をガリバーインターナショナル(株)に委託しております。

示談の前に 当健保組合へ連絡を!

加害者との話し合いで示談をしてしまうと、内容によっては、当健保組合から加害者に請求すべき費用を請求できなくなる場合があります。また、後遺障害の危険も伴います。示談をする場合は、事前に当健保組合にご連絡ください。

自転車を利用される方へ

近年、自転車による事故が増えています。道路交通法上、自転車は軽車両に位置づけられますので、道路交通法の遵守はもちろんのことですが、万が一、交通事故にあったときに備えて自転車保険に加入しておくことと安心です。自治体によっては自転車保険への加入を義務づけている地域もあります。

※車の任意保険に付随する人身傷害特約が自転車事故を補償する場合がありますので、ご確認ください。